



発行 東京都

目次

規則

- 東京都青少年の健全な育成に関する条例施行規則の一部を改正する規則……………一
 ……(青少年・治安対策本部総合対策部青少年課)……………一
- 東京都公共職業訓練に係る障害者等訓練修了者雇入奨励金支給規則の一部を改正する規則……………二
 ……(産業労働局雇用就業部調整課)……………二
- 告 示
- 特定計量器定期検査の実施……………三
 ……(生活文化局計量検定所検査課)……………三
- 都市計画事業の認可(二件)……………二
 ……(都市整備局都市基盤部街路計画課)……………二
- 土地区画整理組合の事業計画の変更認可……………二
 ……(都市整備局市街地整備部民間開発課)……………二
- 建築基準法による一団地の区域……………二
 ……(都市整備局多摩建築指導事務所建築指導第一課)……………二
- 建築基準法による意見の聴取……………二
 ……(都市整備局多摩建築指導事務所建築指導第二課)……………二
- 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例第八条の十一項の規定に基づく検証機関の登録事項の変更……………三
 ……(環境局都市地球環境部総量削減課)……………三
- 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定(二件)……………二

告示(選)

- 生活保護法による指定医療機関等の辞退……………六
 ……(福祉保健局生活福祉部保護課)……………六
- 生活保護法による指定医療機関等の変更、廃止及び再開……………七
 ……(同)……………七
- 生活保護法による医療機関等の指定……………五
 ……(同)……………五
- 生活保護法による施術者の指定……………二
 ……(同)……………二
- 電線共同溝の整備等に関する特別措置法による道路の指定……………五
 ……(建設局道路管理部監察指導課)……………五
- 告 示(選)
- 政治団体の届出……………五
- 政治団体の届出事項の異動の届出……………五
- 政治団体の解散の届出……………六
- 資金管理団体の指定の届出……………三
- 資金管理団体の届出事項の異動の届出……………三
- 資金管理団体の取消しの届出……………三
- 平成二十四年東京都選挙管理委員会告示第百三十七号(政治団体の収支報告書の要旨)の一部訂正……………六
- 平成二十五年東京都選挙管理委員会告示第百二十九号(政治団体の収支報告書の要旨)の一部訂正……………六
- 平成二十六年東京都選挙管理委員会告示第百三十四号(政治団体の収支報告書の要旨)の一部訂正……………六
- 漁業法による選挙権を有する者の総数の三分の一の数……………六
- 政治団体の収支報告書の要旨(平成十九年分)……………六
 ……(平成二十二年分)……………六
- 政治団体の収支報告書の要旨(平成二十三年分第八回)……………六
- 政治団体の収支報告書の要旨(平成二十四年分第五回)……………六
- 政治団体の収支報告書の要旨(平成二十五年分第一回)……………六

二回

- 政治団体の届出……………七
- 政治団体の届出事項の異動の届出……………七
- 政治団体の解散の届出……………七
- 資金管理団体の指定の届出……………七
- 資金管理団体の届出事項の異動の届出……………七
- 資金管理団体の取消しの届出……………七

公 告

- 特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請……………八
 ……(生活文化局都民生活部地域活動推進課)……………八
- 特定非営利活動法人の設立の認証申請……………八
 ……(同)……………八
- 開発行為に関する工事完了……………八
 ……(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第一課・開発指導第二課)……………八
- 平成二十七年年度製菓衛生師試験の実施……………五
 ……(福祉保健局健康安全部健康安全課)……………五
- 大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出……………六
 ……(産業労働局商工部地域産業振興課)……………六
- 大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要……………六
 ……(同)……………六

規 則

東京都青少年の健全な育成に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。
 平成二十七年三月十日
 東京都知事 舛 添 要 一

●東京都規則第十四号
 東京都青少年の健全な育成に関する条例施行規則の一部を改正する規則
 東京都青少年の健全な育成に関する条例施行規則(平成十六年東京都規則第九十八号)の一部を次のように改正す

別図

<支点>

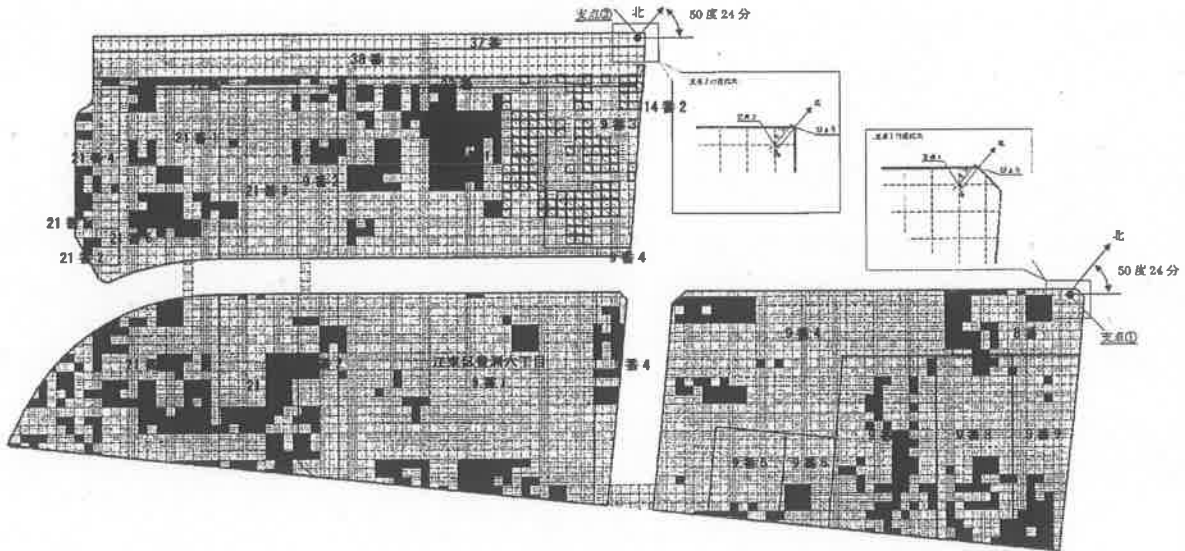
支点①は、江東区豊洲六丁目8番の最北端にあるびようから西へ1.7m、南へ9.7m進んだ地点とする。
支点②は、江東区豊洲六丁目37番の最北端にあるびようから西へ1.8m、南へ9.3m進んだ地点とする。

<格子の回転角度 (50度24分)>

格子の回転角度は、支点を通り、東西南方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として右回りに回転させた角度として示す。

<凡例>

- : 調査対象地
- : 単位区画
- : 筆境界
- : 形質変更時要届出区域のうち規則第五十八条第四項第九号に該当する区域 (この告示により指定する区域)
- ▣ : 形質変更時要届出区域 (平成23年東京都告示第1655号、第1656号及び第1666号、平成25年東京都告示第973号並びに平成26年東京都告示第817号により指定した区域)
- : 形質変更時要届出区域のうち規則第五十八条第四項第九号に該当する区域 (平成26年東京都告示第1312号、第1392号及び第1428号により指定した区域)



●東京都告示第三百八十号

土壤汚染対策法 (平成十四年法律第五十三号) 第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域 (以下「形質変更時要届出区域」という。) を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

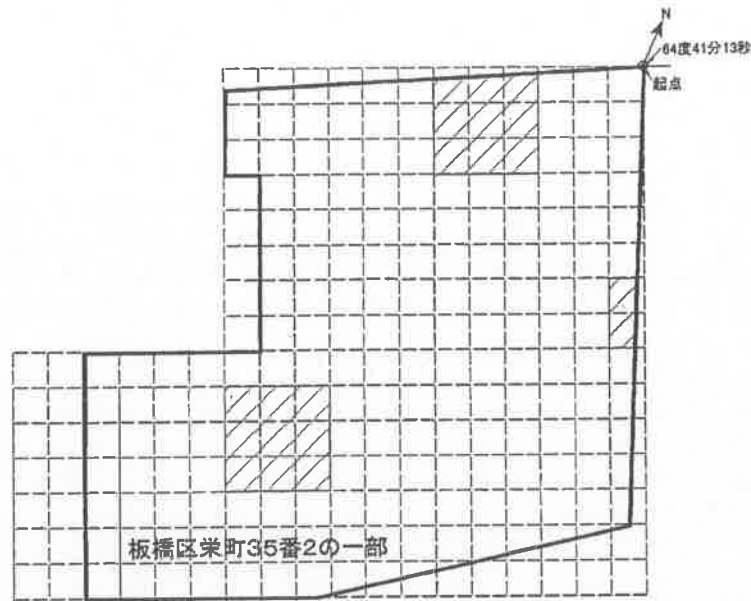
平成二十七年三月十日

東京都知事 舛 添 要 一

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり (板橋区栄町地内)

二 土壤汚染対策法施行規則 (平成十四年環境省令第二十九号) 第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 ふっ素及びその化合物

別図



<<起点>>
 起点は、板橋区栄町35番2の最北端とする。

<<格子の回転角度>>
 64度41分13秒
 格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

凡例	
	: 敷地境界
	: 形質変更時要届出区域
	: 単位区画線

●東京都告示第三百八十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号。以下「法」という。）第五十一条第一項（法第五十五条において準用する場合を含む。）（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第十四条第四項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定した医療扶助のための医療を担当する機関及び施術を担当する者の指定の辞退があったので、法第五十五条の二第三号及び生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十六条（中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十七年三月十日

東京都知事 舩 添 要 一

東京都公報

発行 東京都

目次

告示

- 不健全図書類の指定……………
- （青少年・治安対策本部総合対策部青少年課）…
- 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定の一部解除……………
- （環境局環境改善部化学物質対策課）…

公告

- 特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請……………
- （生活文化局都民生活部地域活動推進課）…
- 特定非営利活動法人の設立の認証申請……………
- （同）…
- 特定非営利活動法人の認定……………
- （同）…
- 開発行為に関する工事完了……………
- （都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第一課）…
- 大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要……………
- （産業労働局商工部地域産業振興課）…
- 放置車両確認事務の委託（三十四件）……………
- （警視庁）…

告示

●東京都告示第三十四号
 東京都青少年の健全な育成に関する条例（昭和三十九年東京都条例第八十一号）第八条第一項の規定により、青

少年の健全な育成を阻害するものとして、次のとおり指定する。

平成二十八年一月十五日

東京都知事 舛添要一

図書類

指定番号	種類	名称、号刊、共通雑誌コード及び発行者	指定理由
四二一〇	雑誌	コミックアムール N 0. 279 2016年1月号 ○三八〇一〇一 サン・メディアアレップ株式会社	著しく性的感情を刺激し、青少年の健全な成長を阻害するおそれがある。
四二一一	同右	BAMBOO COM ICS COLORFULS ELECT 毒妻クラブ③ 五七六三七一〇四 株式会社竹書房	同右

●東京都告示第三十五号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第二項の規定により、平成二十七年東京都告示第三百八十八号により指定した区域の一部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

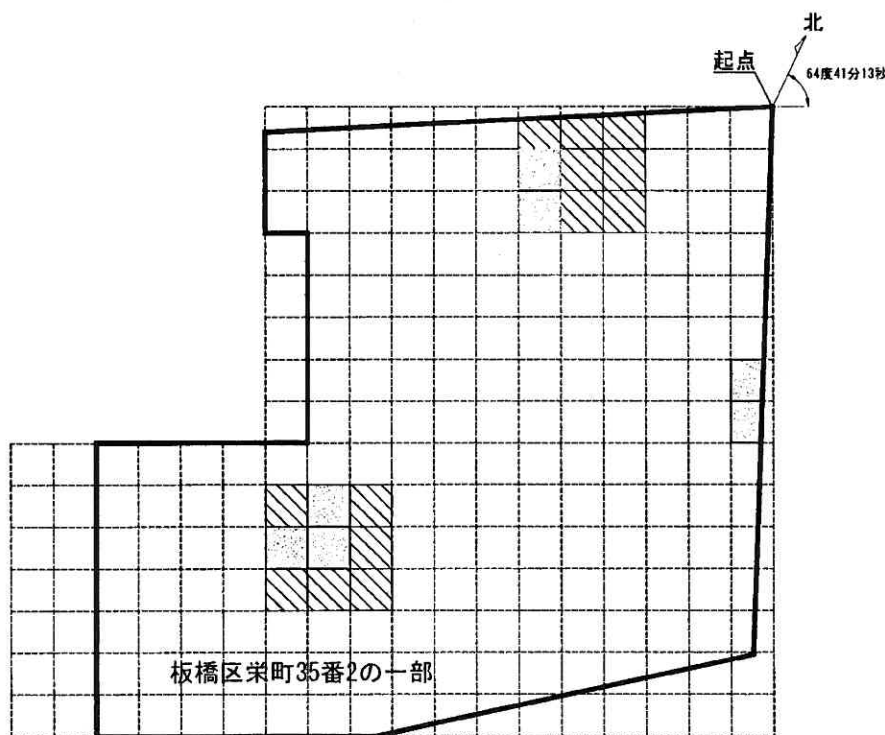
平成二十八年一月十五日

東京都知事 舛添要一

- 一 指定を解除する区域 別図のとおり（板橋区栄町地内）
- 二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十

九号）第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 ふっ素及びその化合物
 三 講じられた汚染の除去等の措置 土壤汚染状況調査の実施

別図



凡例

- 調査対象地
- 指定を解除する区域
- 形質変更時要届出区域
- 単位区画線

〈起点〉
 起点は、板橋区栄町35番2の最北端とする。

〈格子の回転角度:64度41分13秒〉
 格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成される格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

公 告

特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請について

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項に規定する特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第五項において準用する同法第十条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則(平成十年東京都規則第二百四十三号)第八条において準用する同規則第三条の規定により、次のとおり公告する。

平成二十八年一月十五日

東京都知事 舛 添 要 一

一 申請のあった年月日

平成二十七年九月二十五日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人光ファイバセンシング振興協会

三 代表者の氏名

中村 健太郎

四 主たる事務所の所在地

東京都江東区亀戸六丁目三十七番四号 亀戸コーポ一

〇一

五 定款に記載された目的

この法人は、広く一般市民に対して、光技術及びその他先端技術による光ファイバセンシング・システムいわゆる光ファイバセンシング技術の普及・啓発及び推進に関する事業、研究・開発及びその公表に関する事業、技術者の育成に関する事業等を行い、地域の安全、情報化